

【不動産の使用料等の支払調書】

- ※ 機械で読み取りますので、黒のボールペンで記載欄の枠からはみ出さないように記載してください。
- ※ 金額を記載する欄には、「¥」や「円」を記載しないでください。
- ※ 誤って記載した場合は、二重線で抹消し、可能な限りその欄の枠内に正しい内容を再記載してください。枠内に再記載できない場合は、ほかの使用していない空欄に正しい内容を記載のうえ、本来記載すべき欄を矢印で示してください。
- ※ 「同上」や「〃」といった記載はせず、すべての内容を正確に記載してください。
- ※ 「元号」欄は次のとおり記載してください。

元号	記載方法
令和	5
平成	4

- ※ 「無効区分」欄は次のとおり記載してください。

提出区分	記載方法
新規、追加、訂正のいずれか	0
無効	1

備 考

- 1 この支払調書は、居住者及び内国法人に支払う法第 225 条第 1 項第 9 号に規定する不動産等の借入れ、地上権若しくは永小作権の設定その他他人に不動産等を使用させる行為（以下この表において「不動産等の貸付け等」という。）の対価について使用すること。
- 2 この支払調書の記載の要領は、次による。
 - (1) 「住所（居所）又は所在地」及び「個人番号又は法人番号」の欄には、支払調書を作成する日の現況による住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号又は同条第 16 項に規定する法人番号を記載すること。
 - (2) 「区分」の欄には、地代、家賃、借地権の設定による対価、船舶の使用料のように記載すること。
 - (3) 船舶又は航空機については、船籍又は航空機の登録をした機関の所在地を「物件の所在地」の項に記載すること。
 - (4) 「細目」の項には、土地の地目、建物の構造及び用途等を記載すること。
 - (5) 「計算の基礎」の項には、その年中の賃借期間、単位当たり賃借料、戸数、面積等を記載すること。
 - (6) 地上権、賃借権その他土地の上に存する権利の設定による対価の場合は、その設定に係る契約によるこれらの権利の存続期間を「摘要」の欄に記載すること。
 - (7) 「支払金額」の項には、その年中に支払の確定したものを記載すること。
- 3 合計表をこの様式に準じて作成し、添付すること。